

平成26年度 第1回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成27年1月8日（木）13:00～14:55

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

野村会長、小川委員、木村委員、竹内委員、筒井委員、寺村委員、間嶋委員
高知県

小谷総務部長、門田総務部副部長、岡村行政管理課長、森下職員厚生課長、川村議会事務局総務課長、
有澤教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、この審議会の事務局を務めさせていただいております行政管理課長の岡村でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、委員の皆様を私からご紹介させていただきます。お手元に配席図をお配りしております。また、資料の2ページには、委員の名簿をお付けしております。私の左手の委員から、順番にご紹介いたします。

【委員紹介】

（行政管理課長）

続きまして、県の職員を紹介させていただきます。

【県職員紹介】

（行政管理課長）

なお、この審議会は公開の会議になっております。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明申し上げます。お手元の「会次第」をご覧くださいと存じます。1番の開会の後、2番の会長の選任を行わせていただきまして、3番の会長、副知事からのご挨拶をいただき、そして4番で副知事から会長に諮問書をお渡ししました後、事務局から資料の説明をさせていただいた上で、5番の審議をお願いしたいと考えております。また、諮問事項の審議が終わりました後、6番の検討事項といたしまして、諮問事項ではございませんが、教育長の給料月額と退職手当の支給基準につきまして、委員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。なお、審議会の議事録につきましては、後日、行政管理課のホームページで公開させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、審議会を開会させていただきます。まず、議事に入ります前に、会長の選任をお願いしたいと存じます。資料の3ページにございますが、条例第4条第1項にありますように、会長の選任は委員の互選によることとされております。いかがいたしましょうか。

（筒井委員）

野村委員を推薦したいと思います。

（行政管理課長）

野村委員を推薦していただくご意見がございました。いかがでございましょうか。

（各委員）

異義なし。

(行政管理課長)

それでは、野村委員に会長をお願いいたします。会長席に、移動をお願いいたします。

【会長席へ移動】

(行政管理課長)

それでは、野村会長、一言ご挨拶をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

(野村会長)

一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様、明けましておめでとうございます。ただいま、紹介いただきました野村でございます。よろしくお願い申し上げます。

審議に入ります前に一言ご挨拶を申し上げます。

2015年の新春を迎えるにあたりまして、尾崎知事は「さらなる県勢浮揚を目指し、飛躍への挑戦を続ける」という、力強い年頭所感を述べられております。今回、尾崎知事から委嘱を受け、私ども7名で高知県特別職報酬等審議会が設置をされることとなりました。

知事の諮問に応じまして、これから県議会議員の報酬、知事、副知事の給料、そして退職手当の支給基準等につきまして、審議を進めてまいることいたします。

正月早々でございますが、定例県議会が2月23日に開会予定となっておりますので、そういったこともお含み置きの上で、審議のほどをよろしくお願いいたしますと思います。

私が会長を務めさせていただきますが、各界の代表でございます各委員の皆様からの活発なご意見をいただきまして、この審議会が、時間も限られております中で円滑な運営ができますよう、皆様方にご協力をお願いしながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(行政管理課長)

ありがとうございました。続きまして、副知事からご挨拶を申し上げます。

(岩城副知事)

委員の皆様、大変お忙しいところ、本日はありがとうございます。

知事は、本日、朝の便で東京へ出張いたしました。代わって私から一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、特別職の報酬等をご審議いただきますために、当審議会の委員へのご就任をお願いいたしましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、快くお引き受けをいただきました。誠にありがとうございます。

この審議会は、議会の議員の報酬、また知事、副知事の給料などを決定いたします際に、その適正化を図りますためにご意見をいただく第三者機関でございます。前回の開催から2年ほど経過しての開催となります。

前回の開催以降、他のいくつかの都県におきまして、特別職の報酬等の見直しが行われたところもございます。また、一般職の給与につきましては、従来から人事委員会の勧告に基づいて改定を行っているところですが、昨年度、今年度ともに据え置くことといたしました。

このような中、特別職の報酬、退職手当の支給基準等につきましても、審議会のご意見をいただく必要があると判断し、今回、諮問をさせていただくことにいたしました。

どうか、慎重なご審議をいただきまして、適切なご答申を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

(行政管理課長)

それでは、副知事から会長に諮問書をお渡しします。

(岩城副知事)

高知県特別職報酬等審議会様、議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準についてご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

平成27年1月8日、高知県知事 尾崎 正直、どうかよろしく願いいたします。

(行政管理課長)

ここで副知事は退席をさせていただきます。

【副知事退席】

(行政管理課長)

それでは、審議の進行を野村会長をお願いいたします。

(野村会長)

それでは、ただ今から審議に入ります。進め方につきまして、事務局の考え方があればお願いいたします。

(行政管理課長)

知事、議員等の報酬等につきましては、条例で定められておりますため、審議会から改定の答申をいただきました場合には、2月議会に条例改正を提案する必要がございます。このため、これまでも、まず第1回目の審議会では、事務局からの資料説明を踏まえたご審議をいただきまして、2月初旬の第2回目の審議会で結論をいただいているところでございます。本年度も同様に進めていただければと考えております。

(野村会長)

審議会の開催回数につきましては、行政管理課長から説明がありました日程でございますので、次回には結論を得るようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(行政管理課長)

まず、私から、知事及び副知事の給料の額並びに議員の報酬の額につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。お手元の「第1回高知県特別職報酬等審議会資料」をご覧くださいと存じます。

まず、1ページには、先ほど岩城副知事から野村会長にお渡しいたしました諮問書の写しを掲載させていただいております。

次に、4ページをご覧くださいと存じます。「特別職報酬等の改定状況」の資料でございます。本年1月1日現在で作成しております。まず、「(1) 本県の状況」につきましては、知事の給料月額が122万円、副知事は94万円、そして議長の報酬月額が90万円、副議長は82万円、議員は77万円となっております。なお、適用年月日は平成22年4月1日と記載しております。その後、改定が行われておりませんのは、平成24年、それから平成25年に、この審議会を開催していただきましたが、ともに据置きの答申をいただいたためでございます。

次に、「(2) 全国の状況」でございます。こちらの表は、各都道府県の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を暦年でまとめたものでございます。前回の平成25年の審議会以降に改定が行われたのが、表の下から3行目の平成25年の欄に4団体ございますけれども、このうちの長野、兵庫、沖縄の3団体、それから平成26年の東京、そして平成27年、こちらは1月1日改定の新潟、これら5団体のみでございます。なお、ここに数字はございませんが、平成16年以降、各団体とも減額の改定が続いておりましたけれども、平成27年1月1日の新潟県につきましては、一般職の職員の給与が増額になったことを理由といたしまして、増額の改定をされたとお伺いしております。

続きまして、5ページをご覧くださいと存じます。まず、「(3) 四国4県の状況」でございます。こち

らは、四国4県の特別職の報酬等の月額をまとめたものでございます。全ての職につきまして、本県の額が一番低い額となっております。

次に、「(4) 県内市町村の状況」につきましては、県内34市町村の特別職の報酬等の額が現行の額に改定された年を暦年でまとめた参考の資料でございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、四国4県の改定の経緯を年を追ってまとめたものでございます。知事、副知事、議長、副議長、議員の職ごとに4県の状況を並べております。各県の直近の改定を見てみますと、徳島県は平成9年4月1日、香川県は平成16年4月1日、愛媛県は平成8年4月1日、本県は平成22年4月1日ということで、他の3県につきましては前回の改定から少し間があいている状況となっております。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。各都道府県の「特別職報酬等改定状況」でございます。先ほど、4ページでご説明をいたしました「(2) 全国の状況」の内訳といたしまして、それぞれの職ごとに、現行の額と改定前の額をまとめたものでございます。前回、平成25年の審議会以降に改定が行われました5都県、東京、新潟、長野、兵庫、沖縄につきましては、網掛けをしている部分でございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと存じます。「給料・報酬額(本則額)」等の資料でございます。本則額と申しますのは、条例で定められた本来の額、すなわちこの審議会でご審議をいただいております額のことでございます。現在、多くの都道府県におきまして、本県も同様でございますが、財政上の理由などによりまして、一定期間、報酬等の額を減額するといった措置が講じられております。そうした独自に減額した額と区別をいたしまして、条例で定められた額を本則額として記載しているものでございます。まず、左側の表は、それぞれの職ごとに、現行の月額とその全国の順位をまとめたものでございます。高知県のところに網掛けをしておりますけれども、それぞれ順位を見てみますと、知事が高い方から41位、副知事が43位、議長が45位、副議長が38位、議員が39位となっております。なお、これらの順位の平成25年からの変動につきましては、副議長が39位から今回38位へ、議員が38位から今回39位となっている他は、変動はございません。次に、右側の表は、知事と副知事につきまして、標題にもございまして、給料の本則額に地域手当という手当の額を加えて、全国順位をまとめたものでございます。ここで、地域手当と申しますのは、そもそもは一般職の給与につきまして、地域の民間の賃金水準を反映させるため、全国共通で適用されます給料表の水準を引き下げたうえで、民間の賃金が高い地域に勤務する職員に対しまして、3%から18%の割合で支給するとされている手当でございます。都道府県によりましては、この地域手当が知事、副知事にも支給されております。なお、高知県には、この地域手当が支給される地域はございません。

9ページをご覧いただきますと、これらの表は知事と副知事につきまして、先ほどの全国の順位で高い方から並べ替えた資料でございます。また、10ページの表は、議長、副議長、議員につきまして、同様に全国の順位で並べ替えたものでございます。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと存じます。「給料・報酬額(減額後)」の資料でございます。先ほど申し上げましたように、現在、多くの都道府県におきまして、本来の額を独自に減額するといった措置が講じられているところでございます。この表は、減額後の支給月額と全国順位を参考資料としてまとめたものでございます。なお、本県は網掛けしておりますけれども、ここには数字は出ておりませんが、知事が20%、副知事が7%の減額といったことで、本来の給料月額から減額をしております。また、議員につきましても、議長が金額で3万円、副議長が2万円、議員が1万円の減額を行っております。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと存じます。「年間給与(知事)」の資料でございます。この表は、知事につきまして、給料と地域手当に、期末手当、いわゆるボーナスにあたるものを加えた年収ベースの金額を出し、その全国順位を参考資料としてまとめたものでございます。高知県、網掛けの部分をご覧いただきますと、右から2つ目の列が本則ベースでございますが、年収が1,985万9千円で全国40位。その右側の減額後となりますと、1,693万1千円で、額は減ってまいりますけれども、全国順位は38位となっております。

13ページから16ページにかけては、知事の資料と同様の表の作りで、副知事、議長、副議長、議員の年収の資料を掲載しております。

続きまして、17ページをご覧いただきたいと存じます。「特別職と一般職の報酬等の改定状況」をまとめた資料でございます。(1)の表につきましては、特別職の改定率の推移を、(2)の表は一般職の給与の改定率の

推移をまとめたものでございます。(2)の表の改定率の見方でございますが、例えば、昭和63年度は改定率が2.33%、平成元年度は3.10%とありまして、その下に5.50%とございますが、これは昭和63年度の改定率と平成元年度の改定率を掛け合わせますと、5.50%になるといった表の作りになっております。(1)の表と(2)の表との関係を示し上げますと、(1)の表の下の平均改定率がございまして、これの一番左に6.96%とあります。この数値と対応する(2)の表の数値が、先ほどの5.50%で、期間として対応するという表の作りになっております。今回は、平成25年度と平成26年度が対象となりますけれども、この間、一般職につきましては、月例給につきまして、民間との較差が極めて小さく、改定を行わないことが適当であるという、人事委員会からの報告がございましたため、据置きとなっております。このため、(2)の表の右下に平成25年度、平成26年度の期間における改定率は0.00%になっております。平成25年の特別職の報酬等を据え置いた状況からは、一般職につきまして、変化がない状況でございます。

次に、18ページをご覧くださいと存じます。ここからは、議員報酬のご審議の参考としていただきますため、県議会議員の役割や活動などにつきまして、ご説明を申し上げます。まず、「1. 定数」でございます。現在の議員定数は、条例で39人と定められておりまして、高知市ほか15の選挙区から選出をされています。なお、平成25年度の条例改正によりまして、本年4月の県議会議員選挙からは、2名減らした37名定数となることが決定をされています。

次に、「2. 役割」でございます。議会の役割は、地域の問題につきまして、住民の皆様にとって議論をし、物事を決定することであり、執行機関を住民の皆様から評価監視をし、住民の皆様のための各種サービスについて、具体的な提案などを行っております。評価監視につきましては、本会議における審議、質問・質疑や委員会での審査・調査などを通じて行われております。もう1つの役割であります政策立案につきましては、議員自らが、政策的な条例議案や政策について提案を行うということで、本県議会におきましては、近年、議員による政策的な条例議案が多数提案されておりまして、全国的にもトップグループとなる14件が、平成11年度以降成立している状況でございます。

次に、「3. 調査研究活動」でございます。地方分権が進められる中で、議会の果たすべき役割は一層重要となってきております。議員は、この役割を果たすため、日ごろから調査研究活動を行い、色々な情報を収集し、議会審議に活用しています。

次に、中ほどにございます「議員の議会活動等の状況」につきまして、平成25年の活動状況で説明をさせていただきます。「1. 公式用務のある日の状況」をご覧くださいと存じます。議会の公式日程といたしましては、年4回の定例会が、概ね2月、6月、9月及び12月に開かれます。必要がある場合には、臨時会が開かれる場合もございます。また、議会の閉会中にも随時、委員会が開催されています。(1)の議長・副議長の欄にございまして、定例会、臨時会の開催日数につきましては、平成25年の場合、土日祝日を除きまして56日となっております。この内訳としましては、(2)の議員の欄にございまして、本会議が23日、議案精査日が10日、議事整理日が4日、予算委員会が4日、各常任委員会が16日となっております。また、日程といたしましては、一部重複する形で、議会運営委員会や特別委員会が開かれています。

委員会についてご説明を申し上げますと、まず、(2)の表の中ほどにございますが、予算委員会につきましては、9月及び2月定例会に設置をされまして、予算及び予算関連事項を総合的に審査しております。委員20名で構成されまして、一問一答形式で質疑・質問を行っております。その下の、常任委員会につきましては、総務委員会、危機管理文化厚生委員会、商工農林水産委員会及び産業振興土木委員会の4委員会がございます。全ての議員が、いずれかの委員会に所属しております。これらの委員会の活動状況につきましては、資料にお示ししてあるとおりでございますが、定例会などの会期中に開催されますほか、閉会中におきましても調査や審査のために、随時開催されていますし、出先機関の調査などの出張も行っております。議会運営委員会につきましては、10名の委員で構成されまして、各党派相互の連絡調整や会議の円滑な運営を図ることを目的に開催しております。それから、特別委員会につきましては、毎年9月の定例会におきまして、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会を設置をされまして、主に10月から11月の閉会中に集中的に審査を行っております。また、平成23年に設置をされました「南海地震対策再検討特別委員会」が平成25年12月定例会で、また、平成25年4月に設置をされました「議員定数問題等調査特別委員会」は平成26年2月定例会で、それぞれ、いずれも最終報告を行っております。議会の公式日程といたしましては、このような状況ですけれども、公式の日程以

外といたしましても、閉会中におきまして、会派や委員会の任意の活動としまして、外部講師を迎えての勉強会なども随時開かれております。

資料の一番下の「2 公式用務のない日の状況」に記載しておりますけれども、公式用務のない日で土日祝日を除いた総日数 119 日につきまして議員の登庁状況を見てみますと、平成 25 年の実績では、1 日平均で約 17.5 人と、半数近い議員が登庁しております。県政課題等についての調査や執行部との協議、意見聴取、県民の皆様との対話といった活動を行っております。

また、政務活動費を活用いたしました調査活動も県内外に及んでおりまして、県政のチェックや政策立案に活かされております。さらに、19 ページの中ほどに記載しておりますけれども、議会の会派を横断した組織として「観光産業振興議員連盟」、「森林・林業・林産業活性化推進高知県議会議員連盟」、「スポーツ振興議員連盟」、「新エネルギー産業化促進県議会議員連盟」などの議員連盟による活動も行われています。なお、各議員は、住民の皆様との対話や県政課題についての情報収集など、地域における活動も行っており、地方公務員法では議員は非常勤の特別職という位置付けでございますが、実態として常勤的に活動しております。

前後しますが、議長の活動状況についてご説明申し上げます。資料のとおり議員としての活動のほか、議長としての決裁用務、陳情や要請を受ける用務、それから会議出席等の用務も多くございまして、出務状況はほぼ常勤に近い状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

(職員厚生課長)

職員厚生課でございます。私からは、知事、副知事の退職手当につきましてご説明をさせていただきます。

資料は 20 ページをお願いいたします。知事と副知事の退職手当につきましては、「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例」に基づきまして支給しております。まず、この条例の概要についてご説明をさせていただきます。第 2 条第 2 項でございますが、退職手当は知事等が退職した場合に任期毎に支給するという規定になっております。第 3 条では、退職手当の額を定めております。退職手当の額は、退職の日における給料月額に在職期間の月数を乗じて得た額に、知事が 100 分の 50、副知事が 100 分の 36 を乗じた額となります。

次に、22 ページをお願いいたします。知事と副知事の退職手当につきまして、全国の状況の概要をご説明させていただきます。まず、「1 支給割合」でございますが、全国の知事の状況は、表でお示ししておりますとおり、100 分の 80 から 100 分の 20 までとなっております。高知県は、網掛けをしております 100 分の 50 で、低い方から 2 番目ということになります。副知事の状況につきましては、その下の表でございますが、全国では 100 分の 50 から 100 分の 20 までの支給割合となっております。高知県は、網掛けの 100 分の 36 となっております。副知事につきましても、低い方から 2 番目ということになっております。

次に、「2 前回審議会開催時との比較」でございます。前回は、審議会を一昨年、開催していただきましたけれども、それ以降に一般職の職員の退職手当が引き下げられたことがございまして、本県を含め 25 都府県が知事、副知事の退職手当の減額を行っております。本県の場合は、平成 25 年 4 月から知事が 100 分の 60 から 100 分の 50 に、副知事が 100 分の 43 から 100 分の 36 になっております。次に、その下の表をご覧くださいと存じます。知事の場合でございますが、退職手当の支給割合は、全国平均が 100 分の 58 で、高知県が 100 分の 50 となっております。退職手当の額で申しますと、全国平均が 3,579 万 4 千円、高知県が 2,928 万円で 47 都道府県中 45 位となっております。前回は 40 番目でございます。副知事の支給割合につきましては、全国平均が 100 分の 42 で、高知県は 100 分の 36 となっております。退職手当額は、全国平均 2,044 万 4 千円のところ、高知県は 1,624 万 3 千円で 46 位となっております。前回は 42 番目でございます。

次に、「3 全国の主な改正状況」でございます。退職手当の支給割合の引き下げを行ったのは、知事、副知事とも 25 都道府県でございます。その内容につきましては、24 ページに改正状況を一覧にしております。その表の改正有の欄に丸印が入っています団体が、改正を行った団体でございます。支給割合について、平成 27 年と平成 25 年の比較をしております。

恐れ入りますが、23 ページにお戻りください。(2) の一任期における退職手当算定月数につきましては、いずれの都道府県とも 48 月となっております。(3) の退職手当の支給時期も、全ての都道府県が任期毎に支給するという方式をとっております。これらにつきましては前回から変更はございません。(4) に、参考までに、

特例により退職手当の減額を行っています都道府県の状況を記載させていただいております。

次に、25 ページをお願いいたします。先ほど説明させていただきました退職手当の支給割合等の全国の状況を都道府県別にまとめております。高知県を網掛けしておりますが、その上の四国の支給割合の欄をご覧くださいと思います。知事につきましては、他の3県も本県と同じ100分の50となっております。副知事につきましては、徳島県が100分の40、香川県と愛媛県が100分の38でいずれも高知県の100分の36より高くなっております。

次に、26 ページをお願いいたします。ここでは、退職手当額と1任期中の給料と期末手当等の総額、そしてこの2つを合計しました1任期中の総支給額について、全国の状況を整理しております。退職手当額につきましては、高知県の知事が全国45位、副知事が46位、1任期中の給料と期末手当の総額は、知事が40位、副知事が41位、1任期中における総支給額は、知事が43位、副知事が45位という状況でございます。

次の27 ページにつきましては、特例措置による給料及び退職手当の減額後の状況を一覧にしたものを参考に記載しております。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(野村会長)

ただ今、説明をいただきましたが、皆様方、ご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

(木村委員)

知事さんと副知事さんには退職手当があつて、議員さんには退職手当がないのはどういう理由でしょうか。

(行政管理課長)

根拠としましては、地方自治法の中で、常勤の職員につきましては退職手当の支給対象となっておりますが、非常勤の職員につきましては、退職手当の支給対象となっていないということです。議員は、位置付けといたしましては非常勤の職ということもあり、報酬は支給されるけれども、退職手当は制度として無く、これは全国共通でございます。

(木村委員)

議長も非常勤ということでしょうか。

(行政管理課長)

はい。

(野村会長)

質問ではなくても、説明を聞かれての感想等がございましたら、特に限定はしておりませんのでご発言をお願いします。

(筒井委員)

7ページの特別職報酬等の全国の改定状況を見ましたら、現行の報酬の改定時期は様々ですけれども、一部若干上がっていますが、ほとんどのところは下がっているように見受けられます。これから改定されるところも出てくると思いますが、平成25年あたりの改定状況を見ても、下がっているところが多いように見受けられます。やはり、まだまだ厳しいのかなという感想です。

(野村会長)

最近改定したところを見ると、ほとんどが下がっている状況ですね。

(筒井委員)

新潟県がわずかですけれども上がっていますが。

(行政管理課長)

特別職の報酬の改定をご審議いただく時に、本県だけでなく、おそらく他の都道府県におきましても、一般職の改定の状況がどうかというところが大きな要素としていると思います。このところずっと、一般職につきましては、据置きでありますとか、減額といった改定が続いておりました。今回の新潟県につきましては、一般職の引上げ改定があったことから、それにあわせての改定ということでございます。ただ、全体の流れとしましては、一般職の減額傾向にあわせて、特別職も同様の傾向になっているのではないかと思います。

(野村会長)

4ページの表の中で上がっているのは、最近では新潟県くらいでしょうか。

(行政管理課長)

平成16年以降ですと新潟県だけということになります。資料にはございませんけれども、今後の他県の状況につきましては、お聞きしている範囲では、今のところ引き上げるという団体の情報は入っていない状況です。もちろん、これからいろいろと動きがあるかとは思いますが。

(間嶋委員)

賃金面では、1997年くらいからずっと下がってきていまして、昨年、一定回復しています。これと公務員給与との関係は、1年遅れということになっているのでしょうか。

(行政管理課長)

私ども一般職の給与につきましては、高知県であれば、高知県の人事委員会が県内の民間の賃金の実態を4月1日現在で調査をし、同じ4月1日現在の県職員の給与との比較をして、較差をはじき出すという仕組みになっております。その比較を踏まえた勧告が、通常10月あたりに行われておまして、平成26年10月の高知県の人事委員会の勧告は、据置きでございました。

また、全国状況、国家公務員の状況について申し上げますと、同じ比較の方法で国の人事院が、人事院勧告を8月に行っております。平成26年8月の人事院勧告の内容を申し上げますと、まず4月時点の比較におきましては、若干、国家公務員が民間を下回っているということで、引上げの勧告が行われたところですが、これに加えて、給与制度の総合的見直しが行われております。趣旨としましては、全国一律で見たときは、民間の賃金と国家公務員の給与水準は均衡しているだろうけれども、民間の賃金水準が低い地域に注目してみますと、公務員の方が高いのではないかという結論になりまして、平成27年4月以降に全国的に適用される国家公務員の給料表の水準を2%程度引き下げたうえで、東京都など民間の賃金水準が高い地域は、先にご説明いたしました地域手当の割合をより高めまして、例えば、東京都などであればそこに勤務する国家公務員の給料と地域手当を合算した額は変化がないようにし、本県のような地域手当が支給されない地域に勤務されている国家公務員の皆さんは、2%給与水準が下がったということでございます。

なお、給与制度の総合的見直しについては、本県の人事委員会は勧告を見送っております。その理由は諸々ございますけれども、簡単に申し上げますと、既に本県職員の給与水準は、国家公務員の2%引き下げた給与水準にあるということから、改めて給与制度の総合的見直しをするには及ばないということでございました。

(木村委員)

この委員を引き受けてから勉強させていただきましたが、残念ながらこの基準を決める、判断するにあたっては他県との比較しかないですね。それが非常に残念。国の方は、地方がそれぞれの独自性を出してと言っていますが、給料を判断するにあたっては隣の県はどうかとなる。何か他に判断材料がないのかなど。例えば、知事の業務を評価してとなると、知事の場合は選挙があるので選挙で決められる。ただ、選挙をして再任されたら

給料を高くするかと言ったら、これはまた別の問題があるのかもしれませんが。他県とのバランスでは大体いいところにいるのかなとは思うものの、何かないのかなという忸怩たる思いがしています。

もう一つは、16ページの議員さんの年収の1,240万円と12ページの知事さんの年収の1,690万円、知事さんがあれだけ激務なのにずいぶん差が少ないなというイメージです。ただ、本来4年間で退職手当を在職月数に応じて比例で出すということは、退職手当額を給与に上積みして比較しないと、議員さんとの比較はできません。それを考えると、27ページの知事の1任期中の総支給額の9,700万円の4分の1の約2,400万円、これと議員さんを比較しないと公平な比較にはならない。退職手当は別ですよというのは、制度的にはそうなっているかもしれないけれども、支給している額の比較からすると、そちらで比較しないといけない。そうすると、倍くらいかと。1,600万円と1,200万円を比較するのと、2,400万円と1,200万円を比較するのとでは、ずいぶんイメージが違うので、そこは支給額として比較するならそうした資料を作らないと少しミスリードすることになります。

それにしても、知事さんは、毎日、新聞の動静欄で一挙手一投足を監視され、あれだけの責任でやっているのに、少し少ないかなと。一方、議員さん達はそれを監視するという役割は重要であるけれども、人数、それから自分の仕事を持ちつつやられてもいるので、そのバランスからするともうちょっと下がってもいいのではないかなという感想です。なかなか難しい問題がいろいろあるということは重々承知のうえでの感想です。

(野村会長)

議員さんと比較して、知事は少し低いのではないかと。

(木村委員)

夢物語として聞いていただければと思いますが、例えば、この審議会が高知県の知事さんはよくやっているから年俸3,000万円にしましょうとする。けれども、知事が自らせっかくだけでもと減額したというような、高知県独自のものがあってもいいのかなと。一方では、高知県これだけ大変なのに全国一高くしてという批判の方が多いから実現しないということはよくわかっていますけれども、何かないのかなと。

(寺村委員)

一般職の方が据え置かれている中で、知事が自分の給料が高くなることを望んでいるかということ、それはそうでもないという気もいたします。

(野村会長)

それと、この表の見せ方というのは、各県も大体こういう見せ方ということでしょうか。

(行政管理課長)

先ほどお話がありましたように、どういった根拠資料をお出しすると説得的な資料になるかというところを、私どもも苦慮しているところです。他県も同様ですけれども、どうしても他の都道府県との比較、あるいは一般職の傾向との均衡といった観点でしか、なかなか資料が作成できないというのが正直なところでございます。

(野村会長)

そういったことで、先ほどの件はよろしいでしょうか。

(木村委員)

感想ですので、意見として固執するつもりはありませんが、何か独自の判断基準というものが無いものかなと思います。

(野村会長)

県全体を示す指標というのは、いろいろなものがありますけれども、それとイコールかということその辺がまたわからないので難しいところですね。

(木村委員)

参考までに、東京都の都議会の定数が127名で人口が1,300万人くらいですから、1人あたりで10万人くらいの意見を吸い上げて都議会に出ている。高知県の場合は、73万人で39名ですから2万人弱となる。衆議院や参議院の選挙の時は、議員定数や一票の格差ということが言われていますが、こちらについてはだいぶ格差があっても誰も文句を言わない。それはそれで、それぞれの地域で考えればいいのだと思いますが、仕事の大変さとかいろいろな責任のことを考えると、議員さんについては十分ではないかという印象です。

(野村会長)

知事だけではなく、副知事、その他の職についてのお考えもお聞きしたいと思います。

(木村委員)

おそらく知事が決まると副知事は大体横並びということだと思うのですが、知事と違うのは選挙で選ばれていないということで、副知事の業務の成果は知事が評価するということになるので、そのバランスというのは知事さんが居ないと。

(筒井委員)

特に選挙で選ばれる知事の場合ですけれども、将来の人材確保のことも考えると、他県と比べて遜色のないところにあるということが大事になってくるのではないかと思います。知事の動向は、新聞やテレビでご覧になられているとおりで、「凄く忙しいね」ということをよく皆さん言われています。また、高知県出身ということもあって頑張っておられるということも多分おありだと思うのですが、将来的に高知県の知事を希望してくださる方にとっては、やはり給料のことも見極めの1つで、どれくらいのところに位置づけてくれているのか。特に四国4県の中で比べても僅かですけど徳島を下回っていますので、私はそこを大事にしたいという気持ちはあります。

(野村会長)

その他、退職手当の支給基準や議員の報酬の額も審議の対象となっていますので、そちらのご意見も頂戴したいと思います。

(小川委員)

議員定数が2名減っていますが、これは平成26年の議員定数問題等調査特別委員会の答申があって、2名減らしたということでしょうか。

(議会事務局総務課長)

はい。そういうことでございます。

(小川委員)

やはり人口も減っていますので、定数を減らすことと、全体的な経費の削減は必要ではないかなと思います。それと有意義に活動されるような人材の登用も含めて、総合的に判断していくのが一番いいのではないかなと思いました。

(野村会長)

特に、上げる下げるということではなくて。

(小川委員)

そうですね。国会議員の定数も減っていますので、本来は削減できるところは下がっていくことになろうかなと思います。高知県全体の民間の賃金水準が上がっていている訳では、多分ないと思いますので、ある程度そ

の辺は我慢していただかないといけないかなと思います。

(野村会長)

これからの他県の状況というのは、まだ見えてないのでしょうか。

(行政管理課長)

現在、この報酬等審議会を開催する予定があるとお聞きしている団体が数団体ございますが、内容的には今後でございますので、そうした団体の動向につきましては、次回までにまとめられる部分は資料にしていきたいと考えております。

(野村会長)

数団体というのは、少ないですね。

(行政管理課長)

今のところ開催予定があるというところは、東京都、岐阜県、三重県、京都府、山口県、佐賀県でございます。四国の他県につきましては、今のところ開催予定があるということはお聞きしていない状況でございます。なお、特別職の報酬の改定をする際には、基本的には、各都道府県においても報酬等審議会に諮問をされていると思います。

(竹内委員)

私は、この数字を見て一番感じたことは、議員さんの報酬に対して、知事は本当に少ないと思いました。それと、昔から民間の方より公務員はいいということを皆さん言われていますけれども、私は民間との比較を考えるのではなくて、四国4県の中で自分の知事の年俸が少ないということが気分的に嫌でした。私は、高知県は四国4県の中では上の県にいるという、自覚といたらおかしいですけども、高知県の農家は昔から言われているように四国4県の中では上でおりたい。気分的に。そのところは考えようですけども、この額が高いとか低いとかではなくて、ひいき目に見ているからかもしれません、テレビでもラジオでもうちの知事が一番活動しているといつも思っていましたので、この数字を見たときは少しショックでした。

(木村委員)

説明の中で減額措置が講じられているとありましたが、それは条例がいますか。自発的にできるのですか。

(行政管理課長)

条例が必要でございます。現在、知事が20%、副知事が7%といった減額のための特例条例を定めております。

(木村委員)

自分で勝手に辞退するということはできないということですか。

(行政管理課)

そこは公職選挙法の寄付になってしまいます。

(木村委員)

例えば、知事の給料の上限額を決めて、あとは知事が選ぶということはできますでしょうか。例えば、基準は愛媛県と一緒にしておいて、そうした状況ではないと知事が判断したときに下げるといったことができるのでしょうか。

(総務部長)

そこに任意性があると公職選挙法の寄付にあたってしまいますので、そこは一つの額に決まっていけないということだと思います。また、下げるにしても条例がいるということでございます。

(間嶋委員)

どうしても、一般職のところはどうにかならないと、知事としてもなかなか自分のところだけ上げてということにはならないだろうと思います。一般職について、何らかの方策、知恵出しで上げていければよいと考えますが、具体的手法については持ち合わせていません。

(総務部長)

今回、国の人事院勧告は若干のプラスでした。47都道府県では、本県など3団体以外はプラスだったのですが、本県は民間の状況が厳しいということで、較差は若干民間が高かったのですが、ごく僅かということでプラスの改定はありませんでした。今回の人事院のプラス勧告自体が7年ぶりです。先ほど、最近の各県の特別職の改定が引下げばかりというのは、最近の一般職の改定がマイナスばかりだったということが原因です。今回、新潟県が1月1日から1千円上がっていますが、これは一般職が上がったのに連動して上がったということなのですが、本県は据置きであったという状況です。我々としては、一生懸命、産業振興等に取り組みまして、県全体にプラスの面が出て来れば、それにつられて公務員も上がるのかなと、期待はしております。頑張って取り組んでいきたいと思っております。

(間嶋委員)

確かに、昨年春闘では、県内も頑張っているのだけれど、全国との較差がどうしても開いている。その関係で言われるようなことになっているのだと思います。私たちも頑張りたいと思っております。

(総務部長)

基礎の給料もありますが、ボーナスの部分でも、全国的な引き上げ幅と高知県の引き上げ幅とでは差があります。全国では0.15月伸びているのですが、本県では0.1月の伸びに留まっているということでしたので、このことも含めて、産業振興計画等で我々も頑張りたいと思っております。

(間嶋委員)

先日も知事から、地産外商をとにかく頑張って、外からどんどん取ってきますという話がありました。やはり、それが全体に波及してこない、なかなか上げていくのが難しくなるのかなと思っております。

(野村会長)

安倍総理も民間に向かっては、ベースアップをせよという発言が多く出ていますね。実際、中央の都市部、特に外需型の企業は、実績としてかなり上がっているというのは事実ですね。ただ、それが地方に波及効果が出ているかという、そこはかなり限定的ではないかなという気はいたします。

(筒井委員)

退職手当は前回、支給割合を引き下げっていますが、22ページの資料を見ますと、順位にしましても、支給割合にしましても、ここを現行のままにするのか引き下げるのか、そのあたりが難しいと思います。退職手当を減額している10府県が出ており、参考にはなると思うのですが、この資料を見て、手当の支給割合についてどう判断するのかがかなり悩みました。順位的に見ましても、これぐらいのところにいるのかなという感じで、決め手がないというか、どういうふうに判断していいのか。大阪府は特別ですけど、なかなかこの割合をどうするのかというのが難しい。判断ができづらいという感想です。

(職員厚生課長)

23 ページの(4)に特例等により退職手当を減額している都道府県が10 府県ございますけれども、これらの団体につきましては、主として知事の意向で、私の任期に関しては受け取らないでありますとか、減額した後の給料月額を適用するといったことをございまして、条例改正の手続きはございますが、制度的に減額をしたということではなく、特殊なものになろうかと思えます。

(総務部長)

前回、退職手当についてご審議いただいたときには、一般職について退職手当が引き下げられましたため、それを見て特別職はどうでしょうかということをございしました。この一般職の引き下げは、段階的にということでしたが、ようやくその制度が完成しまして、一般職の退職手当については、全国的に変動がない状況になっています。今のお話にもございしました大阪府もそうですけれども、例えば、山形県、三重県もこれは選挙のときの知事の公約でありまして、今の知事に関してこうした減額がされております。やはり、職の一つですので、あまりそうしたことを拘束してしまうと、ある程度経済的に余裕のある人しか政治活動ができないということもあろうかと思えます。他県の特例の減額というのは、一部、財政が厳しくて職員に給与カットなどをお願いしているから、あわせて月例給とともに退職手当も下げますといった団体もございましてけれども、もっぱら知事の政治的な姿勢によるものが多いかと思えます。

(野村会長)

何か違う角度からの資料といったものはどうでしょうか。

(総務部長)

一般職との比較といったことができるかもしれません。一般職も地域手当などを加味して比較すると、例えば、高知県と東京都の職員では、特別職ほどではないとは思いますが開きがありますので、その改定状況といったことを見て決めていく。元々のある程度の差というのは前提とした上での連動にはなりますけれども。そういったことで作れるかどうか。ただ、これも平均給与で比較してしまうと、年齢構成によって、平均年齢が何年かずれると相当違うので、必ずしもきっちり出ないということもあります。

(野村会長)

なかなか別の資料を見ても、それはそれで見えないところがあるでしょうね。

(筒井委員)

退職手当の支給割合だけを見た場合には、知事は100 分の50、副知事は100 分の36 ですから、比較してもそんなに遜色ない割合であるという感想を持っております。

(寺村委員)

全国の順位から見て、高知県と経済等が同じくらいの団体の知事さんと同じくらいの額を、本県の知事さんにも出していただきたいなというのは思っております。

(野村会長)

同じ様な経済規模の団体の知事さんと同じ水準でということですね。

(寺村委員)

四国4 県の知事会などでも、とても重要な役割を尾崎知事がなさっているのに一番少ない。他県とは状況が違うのでしょうか、やっていることの分くらいは上げて差し上げるのはいいのではないかなと思えます。とても前向きで、有言実行の方として、私は知事のことを評価していますので、そのように感じました。

(行政管理課長)

寺村委員のお話に関連しまして、都道府県の財政力を一定示す指数としまして、財政力指数がございます。そこで類似団体というのがグループ分けされておまして、本県は財政状況的には一番厳しいEグループというところにおりまして、同じEグループにいるのが、岩手、秋田、和歌山、鳥取、島根、徳島、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄で、全部で11団体でございます。そのEグループで知事の給料月額を平均してみますと123万3千円で、それに対して本県122万円といった状況になっております。

(木村委員)

年俸だけで比較するとミスリードしてしまうので、実際にいくら払うかというのを見るのには、27ページの減額後の一任期中の総支給額、これを比較しないといけない。特別職は一般職に比べてシンプルですけど、いろいろな手当があるので。それで、この数字があっているとすれば、高知県の知事は1期4年で9,700万円で40位。ただ、40位くらいがまあまあだとすると、それ以上の思考がなくなっちゃうんですね。

(小川委員)

本当は、40位ベースがいいのかということじゃなくて、例えば、日本一の額を一回出してみようといった発想がないと。これくらいだから、財政力もEグループだからこれでいいんじゃないかというのは、もうやめていったらどうでしょうか。そうすると、一般職員の方も本来はもっと上げていくといったことができます。民間と比較しないといけないというのは、あまりよくわからないところです。

(総務部長)

民間との比較というのは法律上のことでして、国、民間等との均衡で定めるということになっております。そこは、毎年の精緻な調査の結果に基づいています。前回の審議会でも、尾崎知事の活動ぶりについて、高評価をいただき大変嬉しく思っております。おそらく知事であれば、私一人ではなく、県庁は職員全体でやっているとおっしゃると思います。経済状況が厳しい中で、それを打破するために県庁全体で頑張っているのですが、その結果がどこに現れるかといいますと、やはり民間の給与に現れるのだと思います。その均衡が1つの目安となって、上がる時は上がり、低迷する時は低迷するということかと思っております。本当に、知事の活動についての評価をいただいて大変嬉しく存じますが、おそらく知事ならそのようにおっしゃるのかなと思います。

(小川委員)

経済同友会において、GKH、Gross Kochi Happiness（高知県民総幸福度）というのを提唱してまして、高知の指標を皆で考えましょうということをご提案しています。本来は、給与水準も含めて、幸福度に関わる部分だと思っておりますので、ぜひ40位といったレベルではなくて、高知は高知で独自の指標を作っていただきたいですし、それは民間も公共団体も含めてということになると思います。せっかく、GKHを提唱していますから、一番というものを何か1つでも指標の中で作ってもらいたいなと思っております。例えば、知事の給料は東京都知事より高いみたいなことがないと。最後の方だから仕方がないというのはもうやめたいなというのは、個人的には思っております。

(筒井委員)

先ほどEグループが11団体ということでしたが、最低賃金もEグループではなかったですかね。

(行政管理課長)

現在、本県は最低賃金が全国最下位ですけれども、同額の677円は、鳥取、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄ですから、若干重複しています。

(筒井委員)

その順位もずいぶん変わって、以前はもう少し上の方に四国はいたのですけれど。

(行政管理課長)

徳島県が本県より2円高く、愛媛県は3円高く、香川県は25円高い状況です。

(木村委員)

日本は非常に民主的な国で、トップと一般職との差が非常に少ないですね。アメリカの企業などは全然違いますよね。そうした良いところは良いのですが、ちょっと近すぎませんかという気持ちはあります。ただ、退職手当も入れて2,400万円くらいかという、少しは気持ちが治まるということはあるのではないのでしょうか。

(野村会長)

検討事項もございますので、審議はこれくらいでよろしゅうございますでしょうか。

今日は、いろいろと感想、ご意見を頂戴しましたが、今回は答申ということでございますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。また、事務局案がありましたら、よろしくお願ひします。

それでは、検討事項でございます。教育長の給料月額と退職手当の支給基準につきまして、事務局から説明をお願いします。

(行政管理課長)

表題に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う新「教育長」の設置について」とある資料をご覧くださいと存じます。

前段としまして、現在、教育長につきましては、この審議会の諮問対象とはなっておりませんが、標題にあります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正法が、本年4月1日から施行されることに伴いまして、同日以降、新たに任命される教育長につきましては、常勤の特別職となりますため、教育長の給料の額、退職手当の支給基準に関しまして、この審議会の諮問事項とするなど、関係条例を改正することを予定しております。本日は、まだ改正法や改正条例の施行前でございますので、正式な諮問事項ということではございませんが、教育長の給料の額、退職手当の支給基準に関しまして、審議会でご意見をいただいて、改正条例に反映してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、資料に沿いまして、法律の改正の背景や内容につきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、資料の1ページ目をご覧くださいと存じます。網掛けをしております【改正目的】でございますが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等制度の抜本的な改革を行うこととされております。これは、資料にはございませんけれども、教育委員会制度の創設から約60年が経過いたしました、教育を取り巻く環境が、複雑化・多様化する中で、全国的に見ると、いじめや体罰などに適切に対応することができなかった事例があったことなどを踏まえたものでございます。こうした背景、目的の下で、この資料の「POINT (ポイント)」としてお示ししておりますように、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置などの大きな見直しが行われたところでございます。

中ほどの【主な改正概要】にございますとおり、「1 新「教育長」の任命等」といたしまして、4点、「1 教育委員長と教育長の一本化」、「地方公共団体の長が、議会の同意を得て、新教育長を直接任命・罷免」、「新教育長の任期は3年」、「常勤の特別職の身分のみを有する」といったことが掲げられております。これらの内容につきまして、上の図でご説明を申し上げます。

図の中ほどの大きな矢印よりも上の部分が、現行のこれまでの制度、下の部分が改正後の制度でございます。上の部分の現行の制度におきましては、まず首長、県においては知事が、議会の同意を得て、教育委員を任命いたします。次に、首長から任命された教育委員で構成される、図の枠囲みの教育委員会は、委員の中から、互選によって委員長を選挙するとともに、委員長を除く委員の中から、教育長を任命します。なお、教育委員は委員長を含め、非常勤の特別職の職、教育長は常勤の一般職の職という整理になっておりまして、教育長は教育委員としての非常勤の特別職の身分と、教育長としての常勤の一般職の身分を併せ持っているという状況でございます。そして、教育委員会は、右側にありますとおり、非常勤の委員長が委員会の代表者、会議の主宰者として、また、常勤の教育長が具体的な事務執行の責任者、それから事務局の指揮監督者として、それぞれの責任と権限を行使することによって、教育行政を執行しております。

これに対しまして、矢印から下の部分、改正後の制度におきましては、首長は議会の同意を得て、教育委員を任命するとともに、直接、教育長を任命することとなっております。また、改正後の教育長は、右側にございますとおり、現行の教育委員長と教育長を一本化した常勤の特別職である新教育長として設置されることとなっております。従いまして、新教育長は、資料の中ほどから下の「2 新「教育長」の職務」に記載してありますとおり、現行の制度における教育委員長の職務であります、教育委員会の会議を主宰することや、教育委員会の代表者としての職責を担うとともに、現行法における教育長の職務であります、教育委員会の権限に属する全ての事務を司ること、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督するといったことが、新しい教育長の職務となっております。また、現行の制度におきましては、教育委員の任期は4年とされておりまして、教育長の任期はこの委員の任期中と定められております。これに対しまして、改正後の制度におきましては、新たな教育長へのチェックの機会を増やすということを目的としまして、新教育長の任期は、知事の任期が4年でございますので、任期中に一度はチェックがかかるといったことで、3年とされ、なお教育委員の任期4年には変更ございません。これらの改正によりまして、上の図の網掛け部分に記載しておりますとおり、首長が直接教育長を任命することによる任命責任の明確化、それから第一義的な教育行政の責任者が教育長であることの明確化、それから緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断といった効果が見込まれているところでございます。

最後に、資料の一番下の「3 その他」でございますが、1の法律の施行日は、本年4月1日でございます。2のとおり、施行日であります本年4月1日に、現に在職している教育長、すなわち現行制度の下での教育長につきましては、施行日以降も教育委員としての任期満了まで、従前の例により在職するという経過措置が設けられております。なお、本県の現在の教育長の任期は、平成28年3月31日まででございます。

制度は以上でございますが、数字的なことを少しご説明申し上げます。

次の2ページをご覧くださいと存じます。また全国比較といった資料しかなくて申し訳ございませんが、教育長の給料月額全国状況でございます。この表は、本則額、すなわち条例等で定められた本来の金額にしまして、全国順位で高い方から並べたものでございます。実支給額につきまして、少し幅を持たしているなどの例外的な団体は網掛けしておりますけれども、その5県を除きまして、高知県の教育長は78万円ということで、宮崎県と並んで、上から30番目といった状況でございます。また、右端の列に、新しい教育長の給料月額の取扱いについて、各都道府県の検討状況を調査した結果を記載しておりますけれども、今のところ検討中というところが、一番下の欄外に記載しておりますとおり、36団体、現状維持の方向というのが9団体ということになっております。現状維持としている団体に、主な理由をお聞きしましたところ、新制度となりまして、教育長の職責・職務というものは、増加はするものの、職務内容・勤務条件といったときに、大きな変更はないということ、それから現に特別職並みの給料水準となっていることといった回答をいただいております。それから、増額というところが和歌山県のみでございますが、理由をお聞きしますと、現在の教育長の給料月額が全国的に見ても下位であるということ、それから新たな制度で教育長の職責・職務が増加するといった回答をいただいております。

次の3ページをご覧くださいと存じます。こちらは、参考までに知事と副知事と教育長、この三者の給料の本則額の比率をまとめた資料でございます。この表の右端の2つの列に、教育長の給料月額(C)が知事の給料月額(A)の何パーセント相当か、あるいは副知事の給料月額(B)の何パーセント相当かを、各都道府県についてまとめたものでございます。網掛けをしております本県につきましては、教育長は知事に対して63.9%、副知事に対して83.0%といった比率になっております。一番下に全国平均を記載してありますが、対知事が64.0%、対副知事が81.6%ということで、本県は全国平均とほぼ同水準となっている状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

(職員厚生課長)

続きまして、教育長の退職手当につきまして、ご説明させていただきます。

次の4ページをお願いいたします。教育長の退職手当の算定方法につきまして、全国の状況をお示ししております。まず「1 算定方法」でございます。算定方法は2つに大別されます。まず、上の「給料月額×在職月数×支給割合」といいますのは、知事、副知事と同じ算定方法をとっている都道府県、高知県を含めまして37団体でございます。そして、一般職の例によっているところが10団体でございます。高知県の場合は、平成24年度ま

では、教育長も一般職と同じ算定方法を適用していましたが、報酬等審議会の皆様のご意見もいただいたうえで見直しを行いまして、平成25年4月からは現在の方法をとっております。支給割合につきましては、教育長の支給割合の全国平均が知事の支給割合の全国平均の約5割となっていたことや、先ほどお話の出ていました財政力指数が類似している団体の平均を見ましても、知事の支給割合の約5割となっていましたので、知事の支給割合の半分の100分の25としております。本県と同じ算定方法の36団体の支給割合は、下の表にお示ししておりますとおり、100分の50から100分の19までございます。平均は100分の28程度になっております。最も多いのは100分の30で11団体となっております。本県の100分の25は、下から8番目ということになります。

5ページをお願いいたします。都道府県別に、退職手当額、それから知事、副知事との比較をお示ししております。一番下の欄の全国平均の右から4列目に、支給割合の知事との対比がありまして、49.5%ということになっております。

これらの状況につきましては、現在の教育長に適用されるものでございまして、新教育長の支給割合につきましては、ほとんどの団体で、まだ検討中という状況でございます。次回の審議会までには、全国の動向をできるだけ把握をしまして、ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

(野村会長)

ただ今、説明をいただきましたが、何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(木村委員)

制度のことですけど、1年間は今の教育長でそのままいるということは、教育長と教育委員長は別々の方がやるという今の仕組みを、そのまま引き継ぐのですか。

(行政管理課長)

はい。

(木村委員)

ちなみに、今の教育長は県職員からですが、退職手当の考え方を変えたということは、そこで一旦、退職するのですか。

(行政管理課長)

一般職としては退職をしまして、新たに特別職である教育委員として任命され、そして教育委員会の中で教育長として任命されたということでございます。

(木村委員)

ということは、移行は非常にスムーズにいく訳ですね。

(行政管理課長)

はい。議会同意も必要ですので。

(木村委員)

市町村の教育委員会も同じ制度になるのですか。

(行政管理課長)

はい。同じ制度になります。

(木村委員)

資料の2ページ目の下の方に、支給額の上限と下限を書いている団体がありますが、これは知事等にも適用できるのですか。

(行政管理課長)

例えば、千葉県ですと52万円から90万円と幅を持たせていますけれども、こうしたことを知事に持ってくるというのは、先ほどお話をさせていただきました公職選挙法に関係してくるということになります。

(木村委員)

条例で決めていてもそうなるということですか。

(総務部長)

つまり、90万円まで払えるのを60万円にしてしまうと、30万円寄付したということで、そこに任意性があるということになります。おそらく、これらの団体は一般職と同じ様な考え方で、つまり一般職であれば経験年数等で給料が決まってくるので、こうした幅の中でおさまるといふことだと思います。一般職の例によっているということだと思います。

(木村委員)

これができるのなら、知事の給料を122万円から東京都の148万円の範囲で知事が決めるということができますが、なかなか難しいですね。

(行政管理課長)

教育長の給料に幅を持たせている団体は、人事異動の必要性といったこともあろうかと思います。

(野村会長)

こちらにも検討中が多いですけど、次回までにかなり方向性が見えてくるということになりますか。

(行政管理課長)

こちらにも、次回までに把握できる部分につきましては、取りまとめたいと思っておりますが、教育長につきましては、知事、副知事以上に他県の方向性が見えない状況でございます。

(総務部長)

経過措置もありまして、実際にいつから新しい教育長になるかといったこともありますので、各県も様子見しているという状況かと思います。

(筒井委員)

5ページの表ですが、教育長の退職手当の支給割合について、一般職の例によるというのが、千葉県や東京都などの大きいところですね。これは、そうしている理由というのはわかりますか。

(職員厚生課長)

以前は一般職の例によるという団体も多かったわけですがけれども、今回の新教育長の設置以前にも、制度の変更がされる中で、段々と支給割合方式とする団体が増えてきていまして、高知県の場合も、平成25年度からこの方式に移行しております。今回の改正で、特別職と一般職の身分を併せ持っていたのが、特別職ということになりますので、一般職の例によるという方式を採られている団体については、今後どうするか検討されていくのではないかと思います。

(総務部長)

以前は、普通の部長と同じように人事で異動し、教育長の後に部長になったりといったこともあったのだと思います。最近はその例はなくて、教育長は重責だということが浸透してきています。本県の場合は、平成25年度から変えましたが、広く人材を求めていく可能性もあるということなどで変更したということでございます。

(木村委員)

大学に身を置く者として、高知県はぜひ教育に力を入れているというメッセージが出るような額にしていきたいです。優秀な人材の育成は、小・中学校の教育、あるいは高等学校教育が良くなしないと、大学だけで全部やるのは無理なので。それで、いい高校生をどんどん我が大学に、という思いはあります。ぜひ、教育長さんには頑張っていたきたいという思いがありますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

(小川委員)

同感です。

(野村会長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

なければ、質疑、検討は、これで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次回には、改正案につきまして検討できるようにしたいと思います。次回の日程につきましては、事務局の方で調整をいただいているようですので、よろしくお祈いします。

(行政管理課長)

次回は、2月3日火曜日午前10時から、場所は今回と同じくこの第二応接室ということでお願いしたいと考えております。よろしくお祈いいたします。

(野村会長)

それでは、次回は、2月3日の火曜日の午前10時から、この場所で行いたいと思います。

次回には、答申の結論を出さなくてはなりませんので、よろしくお祈いいたします。

本日の審議会は、これで終わりたいと思います。お疲れ様でございました。